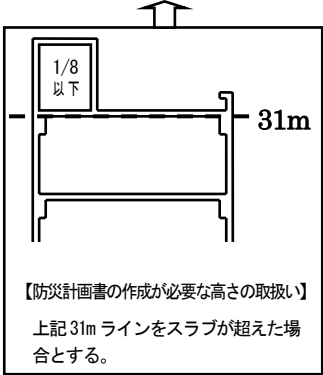


高さ	建築物の高さ区分	防災計画書の作成が必要		防災計画書の作成が不要
		評定機関で評定	評定に代わり特定行政庁の指導	
60m	60m超	全ての建築物		
	45m	全ての建築物		
31m		60m以下 45m以下	次に掲げる条件のいずれかに該当する建築物 (1) 右記のA、B欄の条件に該当する建築物を除く建築物 (2) その他、特定行政庁が必要と認めたもの	A 次に掲げる条件を満足する建築物 (31m<H≤45m) (1) 令第129条の13の2に該当する共同住宅で2以上の屋外階段、避難階段又は特別避難階段を設けたもので、平面計画が平明なもの (2) その他、特定行政庁が評定機関の評定を不要と認めたもの
	31m	31m以下	次に掲げる条件のいずれかに該当する建築物 (1) 旅館、ホテルの用途に供する建築物で、5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの (2) 建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる用途に併せて供する複合建築物で、5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの (3) 劇場等における収容人員の合計が、2,000人を超えるもの (4) 3階以上の階において不特定多数が利用する建築物で、床面積の合計が10,000㎡（駐車場の床面積を除く）を超えるもの (5) その他、特定行政庁が必要と認めたもの	 <p>【防災計画書の作成が必要な高さの取扱い】 上記31mラインをスラブが超えた場合とする。</p>
(1) 特定行政庁が評定機関の評定を不要と認めたもの				

注) 防災計画書は、各特定行政庁による取扱いとなりますので詳細は、建築を予定されている地域の所管の特定行政庁へお問い合わせください。

[大阪府内建築行政連絡協議会]

＝評定機関（４）＝

- (財) 日本建築センター 06-6947-2725 日本ERI(株)大阪支店 06-4706-4557
- (財) 日本建築総合試験所 06-6966-7600
- (財) 大阪建築防災センター 06-6943-7253